

筑西ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例

平成 2 年 2 月 9 日条例第 3 号

改正 平成 12 年 3 月 29 日条例第 5 号
平成 18 年 11 月 8 日条例第 9 号

平成 17 年 10 月 1 日条例第 5 号

（設置）

第1条 筑西広域市町村圏事務組合規約（昭和 51 年県地指令第 665 号。以下「規約」という。）第 3 条の表 2 の項各号に掲げる事業（ただし、公共施設又は公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。以下「事業」という。）の推進に資するため、筑西ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金の額は 10 億円（以下「基金総額」という。）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をもって積立てるものとする。

（1） 事業実施のために規約第 2 条に規定する市（以下「関係市」という。）が出資する出資金 基金総額の 10 分の 9 に相当する額

（2） 事業実施のために茨城県が交付する補助金 基金総額の 10 分の 1 に相当する額

2 前項第 1 号に定める出資金の額は、その 10 分の 2 に相当する額は関係市の均等割の額とし、その 10 分の 8 に相当する額は関係市の平成元年 10 月 1 日現在における常住人口に応じてあん分して得た額とする。

3 筑西広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、必要があると認めたときは、予算の定めるところにより、第 1 項の基金総額に追加して積立てをすることができる。

（基金の管理）

第3条 基金の属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出予算に計上して事業の実施に必要な財源に充てる場合に支出し、又はこの基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合又は特別の事情があると認められた場合は、処分することができる。

2 前項の処分があった場合においては、基金の額は、第 2 条の規定にかかわらず、処分後の額とする。

（繰替運用）

第6条 管理者は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 11 月 8 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。